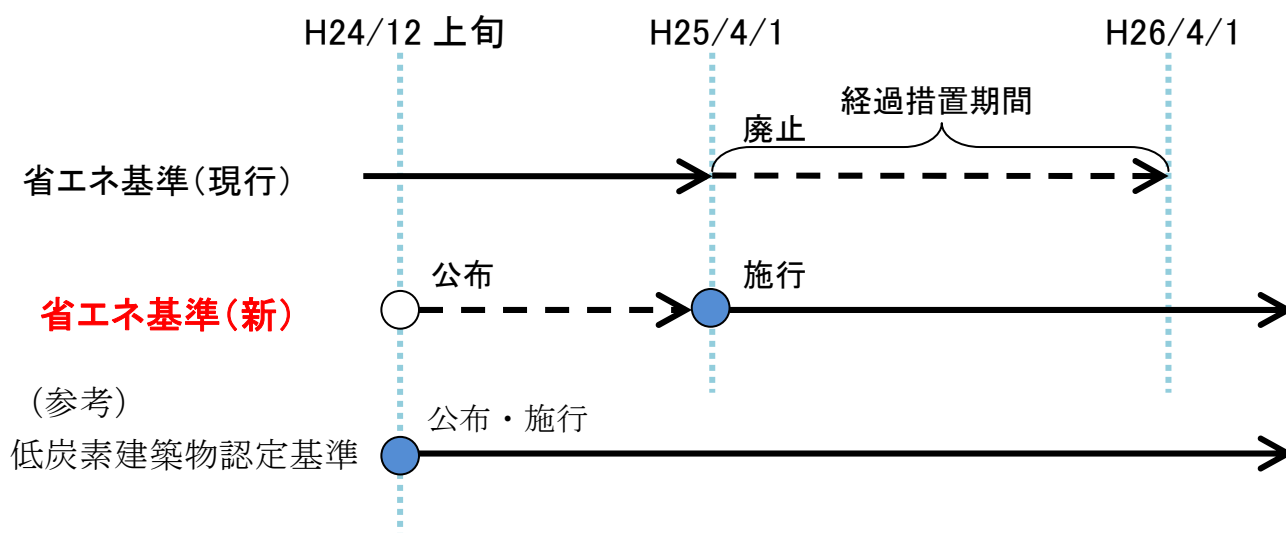


施行に向けたスケジュールについて（案）

<概要>

- 改正後の省エネルギー基準の告示は、低炭素建築物に関する認定基準の告示と同日に公布する予定。
- 改正後の省エネルギー基準の告示は、平成 25 年 4 月 1 日から施行することとし、平成 26 年 3 月 31 日までは経過措置として現行基準の適用も認めることとする。



- 計算のための支援ソフトウェア*は、試用版を 11 月 26 日にリリース（予定）し、正式版を公布日にリリースする予定。

※ 建築主等が省エネ基準の達成を算定するために、告示を踏まえ、設備に関する基礎的なデータや設備の運転スケジュール等の告示を補足する詳細な資料をもとに、一次エネルギー消費量の基準値及び設計値の算出を可能とする支援ソフトウェアを用意し、広く利用に供する（詳細な資料は「参考資料」としてHP等において公表される予定）。

設計・施工指針、住宅性能表示制度及び長期優良住宅認定制度は、平成 25 年度中に検討を行う予定。